

RS ウイルス感染症の定期予防接種のご案内

次の説明をお読みいただいたうえで、接種を希望される方は医療機関(別紙)にご予約ください。
里帰り出産などのため、県外で接種を希望される方は事前の申請が必要です。

■ RS ウイルス感染症とは

乳幼児の呼吸器に感染し、発熱・鼻汁・咳などを引き起こします。1歳までに約50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が感染するといわれています。初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに回復しますが、約3割は重症化し肺炎や呼吸困難に陥ることもあります。

■ 母子免疫ワクチンとは

赤ちゃんは生まれたばかりのころ、体内で十分な抗体を作ることができず、免疫機能が未熟です。しかし、妊娠中のお母さんから胎盤を通じて抗体が移行されるため、生後6か月ごろまでの間、赤ちゃんは母子免疫により感染から守られます。妊娠中のお母さんがワクチンを接種すると、お母さんの体内でRSウイルスに対する抗体が増えます。この抗体は胎盤を通じて赤ちゃんに移行し、生後間もない赤ちゃんをRSウイルス感染症から赤ちゃんを守ります。
使用ワクチン:組換えRSウイルスワクチン(ファイザー社 アブリスボ®)

■ 定期接種の対象者

接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方で1回接種します

※過去の妊娠時にアブリスボ®を接種した方も対象です。

※接種後14日以内に出産すると、効果が不確実なため、妊娠38週6日までに産を予定している場合は医師に相談してください。

■ ワクチンの効果

妊娠中の接種で、生まれた赤ちゃんが以下のような予防効果を得られます。

| 予防対象 | 生後90日時点 | 生後180日時点 |
|------------------|---------|----------|
| 医療受診を要する下気道感染症 | 約6割予防 | 約5割予防 |
| 医療受診を要する重症下気道感染症 | 約8割予防 | 約7割予防 |

※下気道感染症とは肺炎などの呼吸器の病気のことです。

■ 予防接種の受け方

医療機関(別紙)に予約をしてください。

【接種日の持ち物】

- ・予防接種予診票(事前に記入してください)
- ・マイナ保険証や資格確認書
- ・母子健康手帳

(注意)予診票がないと全額自己負担になります。予診票は無くさないように、接種日まで大切に保管してください。紛失等で予診票を再交付する場合は、市保健センターや各支所にお越しいただく必要があります。

■ 接種前の注意

予防接種予診票は接種をする医師にとって接種の可否を決める大切な情報です。妊婦さん本人が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

<接種できない方>

- ・明らかに発熱のある方(体温が37.5℃以上)
- ・重篤な急性疾患にかかっている方
- ・ワクチン成分によってアナフィラキシーを起した事がある方

<接種の際、注意を要する方(主治医とよくご相談ください)>

- ・妊娠高血圧症候群の発症リスクが高い方、または既往のある方
- ・血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方
- ・心臓血管系疾患、腎臓病、肝臓病、血液疾患等の基礎疾患のある方
- ・予防接種後2日以内に発熱や全身の発疹などが出た方
- ・けいれんを起こしたことがある方
- ・免疫不全と診断されている方や近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・ワクチン成分に対してアレルギーのおそれのある方

■ 予防接種の主な副反応

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー症状が現れることがあります。気になる症状を認めた場合は、早めに医師の診察を受けましょう。

| 発現割合 | 症状 |
|-------|-------------------------------------|
| 10%以上 | 接種部位の痛み(40.6%)、頭痛(31.0%)、筋肉痛(26.5%) |
| 10%未満 | 接種部位の赤み・腫れ |
| 頻度不明 | 発疹、蕁麻疹 |

■ 接種後の注意

接種後30分程度は安静にして体調を観察し、異常があれば速やかに医師へ連絡してください。また、注射部位は清潔に保ち強くこすらないようにし、当日は激しい運動を控えてください。ただし、入浴は問題ありません。

■ 他のワクチンとの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時接種が可能です。ただし、百日咳菌の防御抗原を含むワクチンとの同時接種で、免疫応答が低下するとの報告があります。接種間隔等については医師と相談してください。

■ 予防接種による健康被害救済制度について

極めてまれに重い副反応が生じることがあります。このような場合には、国の審査会にて審議し、RSウイルスワクチン接種によるものと認定された場合は、健康被害救済の対象となります。接種を受けたご本人および出生した児が対象となります。



詳しくはこちら